

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

- 肥料の登録の有効期間の更新 (農産園芸課) 五二三
- 道路の区域変更 (道路維持課) 五二五
- 道路の供用開始 (同) 五二五
- 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 五二六
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 五二六
- 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (郡上農林事務所) 五二六
- 保安林の指定予定
- 収用委員会告示
- 収用の裁決手続の開始 (収用委員会) 五二七
- 公 示
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 五二八
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 五二八
- 県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地整備課) 五二二
- 公共測量の実施 (用地課) 五二二
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 五二二
- 土地改良区役員の退任及び就任 (岐阜農林事務所) 五二三
- 岐阜県収用委員会の審理の開始 (収用委員会) 五三三

## 告示

岐阜県告示第四百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千六百六十七号  
平成二十七年七月二十四日

(金曜日)

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第 六〇二号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰一〇号	アルカリ分 五四・〇 く溶性苦土 一〇・〇	公定規格のとおり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第 六四〇号	混合石灰肥料	土壌改良用ヒシタ混合石灰	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 一〇・〇	同	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿三丁目三一番一四号
岐阜県第 六四一号	炭酸カルシウム肥料	二〇苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 六〇・〇 く溶性苦土 二〇・〇	同	白石カルシウム株式会社 大阪府大阪市北区同心二丁目一〇番五号
岐阜県第 六七六号	混合石灰肥料	粒状土壌改良混合石灰特一号	アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 一五・〇	同	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一

岐阜県第 六七八号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰一号	アルカリ分 五四・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿 三丁目三一番一四号
岐阜県第 六八〇号	炭酸カルシウム肥料	一六粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	同	同
岐阜県第 六八一号	炭酸カルシウム肥料	一七粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一七・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	同	同
岐阜県第 七〇〇号	炭酸カルシウム肥料	一一く溶性炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 く溶性苦土 一一・〇	同	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋 小舟町三番二号	
岐阜県第 七一一号	炭酸カルシウム肥料	粒状一〇苦土炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 く溶性苦土 一〇・〇	同	同	同
岐阜県第 七二〇号	炭酸カルシウム肥料	同	同	同	白石カルシウム株式	
七五六号	ウム肥料	酸カルシウム肥料	五三・〇		会社 大阪府大阪市北区同 心二丁目一〇番五号	
岐阜県第 七七一号	水酸化苦土肥料	五五・〇水酸化苦土肥料	く溶性苦土 五五・〇	同	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿 三丁目三一番一四号	
岐阜県第 七八八号	混合石灰肥料	粉状苦土入かきから肥料	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	同	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一	
岐阜県第 七九一号	混合石灰肥料	粒状苦土入かきから肥料	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	同	同	
岐阜県第 八三三号	混合石灰肥料	苦土石灰かきから混合肥料	アルカリ分 四七・〇 可溶性苦土 六・五	同	新日本アグリシステム株式会社 千葉県成田市滑川一 二四五番地	
岐阜県第 八四四号	炭酸カルシウム肥料	粒状一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	日本バイオ化学工業 株式会社 神奈川県川崎市宮前 区神木二丁目六番二 〇号	
岐阜県第 八四六号	炭酸カルシウム肥料	一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	
岐阜県第 八四七号	炭酸カルシウム肥料	粒状一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発 志院町三七八番地	
岐阜県第 八四八号	炭酸カルシウム肥料	一五炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	



道路の種類	七富加線	美濃加茂市三和町川浦字古市 洞二二九八番一三地区先から 同市同町同字同 一一二六六番一地区先まで	延長 (メートル)	平成 一八〇 二七・七・二四	備考 区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか
路線名	区間		供用開始 の期日	平成 二五・二・三	

岐阜県告示第四百二十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百四十三号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
信友2	美濃加茂市下米田町信友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
信友2	美濃加茂市下米田町信友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百四十四号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
信友2	美濃加茂市下米田町信友	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町有坂字中間七八五の一、七八五の二七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称  
岐阜県

二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・二・二号岐阜羽島線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県岐阜市茜部大川二丁目

地番	地目		積(m)		収用しようとする土地の面積(m)
	公簿	現況	公簿	実測	
一 二 番 五	宅地	宅地	八〇〇・二九	八〇四・八七	一六六・一一

(注) 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	所
名和 文子	岐阜県岐阜市茜部野瀬三丁目二〇七番地	

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
アサヒ土地開発有限会社	岐阜県岐阜市茜部大川二丁目二番地の五コーポ名和一F	土地に関する所有権以外の権利の存否及び種類不明。ただしあるとすれば賃借権又は使用借権
相内 康世	岐阜県羽島郡岐南町平島八丁目七四番地グラントツ杉山I 四C号室	土地に関する所有権以外の権利の存否及び種類不明。ただしあるとすれば賃借権又は使用借権
高見 誠治	岐阜県岐阜市茜部寺屋敷二丁目二番地六 リオグランデ C棟 一〇六号室	土地に関する所有権以外の権利の存否及び種類不明。ただしあるとすれば

ぎふ農業協 同組合	岐阜県岐阜市司町三七番地	質借権又は使用借権
		抵当権

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十七年七月九日

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県腎臓病協議会
- 三 代表者の氏名 大矢 正明
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加不動丘一丁目一六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般に対して腎臓病に関する正しい知識の普及や社会啓発を行なうと共に、腎臓病患者に対して自立支援や社会参加の促進に関する事業を行ない、それにより保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十七年六月二十九日
- 二 届出者の氏名又は名称 美津和屋株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 美津ショッピングセンター  
岐阜県海津市海津町大字馬目字西方三四七番一 外
- 四 変更した事項  
大規模小売店舗の設置者の住所及び代表者の氏名  
（変更前）愛知県名古屋市中村区名駅四 八 一二 代表取締役 今枝 重信  
（変更後）愛知県富田郡浦上六二二番地の三 代表取締役 今枝 淳  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）美津和屋株式会社 代表取締役 今枝 重信 外七者  
（変更後）株式会社アロー 代表取締役 今枝 淳 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月八日

二 届出者の氏名又は名称

DCMカーマ株式会社

上新電機株式会社

三 建物の名称及び所在地

瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ三一〇番一、字向野三四七四番一

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 外一者

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 外一者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 外二者

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月八日

二 届出者の氏名又は名称

DCMカーマ株式会社

三 建物の名称及び所在地

DCMカーマ21岐南店 本館

羽島郡岐南町八剣八丁目八六一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) カーマホームセンター 21岐南店 本館

(変更後) DCMカーマ21岐南店 本館

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月八日

二 届出者の氏名又は名称

DCMカーマ株式会社

高見 享

高見 貞子

三 建物の名称及び所在地

DCMカーマ21岐南店 別館

羽島郡岐南町八剣八丁目五七 一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) カーマホームセンター21岐南店 別館

(変更後) DCMカーマ21岐南店 別館

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 外二者

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 外二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年六月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

美津和屋株式会社

三 建物の名称及び所在地

海津ショッピングセンター

海津市海津町大字馬目字西方三四七番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一九三台

(変更後) 九六台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 八〇台

(変更後) 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 二三四平方メートル

(変更後) 一七一・五平方メートル



施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
栗 原 地 区	垂 井 町 役 場	同 平 成 二 七 〇 八 七 〇 二 二 四 一

廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
 (変更前) 七四・八八立方メートル  
 (変更後) 三八・四一立方メートル  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前十時～午後十時  
 (変更後) 午前九時～午後九時(年間六〇日は午前八時～)  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前九時～午後十時  
 (変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分(年間六〇日は午前七時三〇分～)  
 駐車場の自動車の出入口及び位置  
 (変更前) 七箇所  
 (変更後) 六箇所  
 荷さばき施設において荷さばきをおこなうことができる時間帯  
 (変更前) 荷さばき施設 午前八時～午前十時  
 荷さばき施設 午前七時～午前十時  
 荷さばき施設 午前八時～午前十時  
 (変更後) 荷さばき施設 午前八時～午後二時  
 荷さばき施設 午前七時～午後六時  
 荷さばき施設 午前七時～午後六時

県営土地改良事業の変更計画の決定  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
 平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 各務原市
- 二 作業種類 公共測量(共用地図データ更新整備)
- 三 作業期間 平成二十七年八月一日から 同 二十八年三月三十一日まで
- 四 作業地域 各務原市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により輪之内町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
 平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 輪之内町
- 二 作業種類 公共測量(空中写真測量)



同岐阜西建築第一〇〇号の二〇  
 同二五・一二・一七  
 同岐阜西建築第一三三号の二七  
 同二七・四・一六

〇番三、一一七二番一及び一一七二番三  
 施設

代表取締役 河合基宏

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居住所  
 土地区 退任年月日 役名 氏名 住居住所

中濃用水 平成 理事 村瀬弘義 岐阜市粟野東三丁目 四八一番地  
 岐阜土地改良区 三〇・一・三

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住居住所

中濃用水 平成 理事 栗原修司 岐阜市粟野東二丁目 一四一番地  
 岐阜土地改良区 三〇・三・二四

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住居住所  
 土地区 退任年月日 役名 氏名 住居住所

羽島用水 平成 理事 日榮賢造 羽島市足近町小荒井 四五七番地  
 土地改良区 二六・二・二七

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住居住所

羽島用水 平成 理事 加藤正行 羽島市足近町南宿 一五五番地  
 土地改良区 三〇・三・一八

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県収用委員会

会長 毛利 哲朗

一 起業者の名称

岐阜県

二 事件名  
岐阜都市計画道路事業三・二・二号岐阜羽島線

三 期日

平成二十七年八月十日(月) 午前十時から

四 場所

岐阜市数田南五丁目一四番一二号  
シンクタンク庁舎五階大会議室

平成二十七年七月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社